

# 地域公共交通総合連携計画 と 都市・地域総合交通戦略について

## 〈共通理念〉

公共交通を活用した地域づくり実現のため、地域と公共交通事業者の連携を促進する

### 地域公共交通総合連携計画 ～地域公共交通の活性化・再生のために～

#### 【目的】 <地域公共交通活性化・再生法>

- 地域公共交通の活性化・再生のため、地域における主体的な取組及び創意工夫を推進

#### 【事業内容】

(法に定める実施主体が行う)

- バス・乗合タクシーの活性化・再生に係る事業
- 鉄道の活性化・再生に係る事業 等

- ・コミュニティバスの維持、再編
- ・乗合タクシーの導入
- ・公共交通の乗り継ぎ円滑化
- ・オムニバスタウンの推進
- ・地方鉄道の再生 等

(イメージ)



### 都市・地域総合交通戦略 ～安全で円滑な交通の確保と魅力あるまちづくりのために～

#### 【目的】

- 公共交通を軸とした集約型都市構造の実現のため、快適で円滑な都市交通を確保

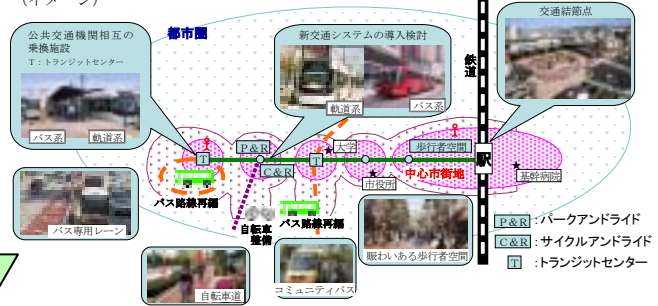
#### 【事業内容】

(浜松市、協議会、NPO 等が行なう)

- 公共交通関係施設整備支援事業
- 交通結節点改善事業
- 歩行者・自転車環境の改善事業 等

- ・都市機能の集約を促進するまちづくり
- ・面的に広がる歩行者空間の整備
- ・安全で安心な自転車走行空間の整備
- ・駅広整備等による乗換え円滑化 等

(イメージ)



○ まちづくりと交通事業が一体となった交通施策・事業の展開  
○ 利便性の優れた公共交通による適正な交通分担への誘導 等

- ・基幹となる公共交通の位置付け、導入、整備の取組
- ・交通結節点改善と旅客サービスの向上による公共交通の利用促進の取組
- ・公共交通中心のまちづくりによる過度に自家用車に依存しない社会の実現

## 〈共通認識〉

※地域公共交通総合連携計画と都市・地域総合交通戦略は、互いに上下関係にも抱合関係にもなく、また、一方を前置きしていなければ他方が作成できないものではない。個々のケースに応じて両者または一方の活用が柔軟に図られるべきもの。